

# 米国ロー・スクールの就職事情について

## ～法科大学院修了生へ向けてのキャリア・サービスを考える～

中 網 栄美子

- I はじめに
  - II 就職状況をめぐる統計分析
    - 1-1 米国ロー・スクールと日本の法科大学院
    - 1-2 修了生の就職状況
    - 1-3 就職率と司法試験合格率
    - 1-4 修了生の就職先
    - 1-5 修了生の初任給
  - III 米国ロー・スクールとキャリア・サービス
    - 2-1 就職活動の流れ
    - 2-2 キャリア・サービスの内容
    - 2-3 キャリア・サービスの担い手
  - IV おわりに
- 参考資料

### I はじめに

2004年4月に日本でスタートした法科大学院は本年3月で完成年度を迎えた。この間、法科大学院修了者及び新司法試験合格者（両者は必ずしもイコールの関係にならない）の就職問題について様々な議論が交わされるようになった。司法制度改革が推進される中、2010年頃には法曹人口が年間3,000人程度に増加することになっている。これは1989年の506人からすれば約6倍、1999年の1,000人からすれば3倍に相当し、この20年あまりの増加が顕著であることが伺える。現在の増加ペースで、今後2018年頃には法曹人口が5万人規模（2005年10月1日の統計では26,182人<sup>1)</sup>）となる見込みである。

司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）には、「今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される」とあり、法曹人口の大幅な増加は緊急の課題とされていた。他方で、これから法曹になろうという法科大学院修了生にとっては、将来のキャリア・パスに関して切実な問題が生じてくる。従来であれば、司法試験合格者の人数は極めて限られていたため、進路選択は本人の希望に沿って叶えられる方向にあったが、これからは競争原理が強く働いてくることになる。人気の高い首都圏の大手法律事務所を希望するとなれば、それだけ困難がともなうことになるだろう。

本稿では日本のこのような情勢をうけ、米国のロー・スクールにおける就職事情につき、さまざまな角度で検討してみたい。

### II 就職状況をめぐる統計分析

#### 1-1 米国ロー・スクールと日本の法科大学院

米国には2006年12月現在、米国弁護士協会（以下、ABA）認定のロー・スクールが195校ある<sup>2)</sup>。日本の場合、初年度に68校、次年度に6校が新規参入し、現在は74校で留まっているが、米国の場合、過去10年を振り返る

1 『裁判所データブック2006』（判例調査会）諸外国の法曹人口の比較に依拠。

なお、簡裁判事と副検事の人数は上記に含まない。

2 内7校は正式認定前の仮（provisionally）認定段階。他に2校2年間の要経過観察に付されているスクールがある。

【米国 ロー・スクールの入学者数と修了者数】<sup>3</sup>

年度	スクール数	新入生の人数	内 男性	内 女性	修了者数
2003-2004	187	48,867	25,449	23,368	38,874
2004-2005	188	48,239	25,335	22,904	40,023
2005-2006	191	48,132	25,550	22,582	42,673

\*入学は年度（academic year）初めの10月1日を基準。

修了は年度始めの通常5月（大学によって若干異なる）。

と毎年1校程度新規参入があり、ロー・スクールの数も修了生の数もゆるやかな上昇傾向にある。ABA提供の統計データによると、過去3年では毎年48,000人が入学し、その9割弱にあたる40,000人が修了していく。

これに対し、日本の法科大学院は現在74校、毎年約5,500人が入学し、仮に9割が修了できると仮定すると、約5,000人が修了してゆくことになる。そうしてみると、米国のロー・スクール修了者数は日本の約8倍にあたる。

【日本 法科大学院の入学者数と修了者数】<sup>4</sup>

年度	スクール数	入学者数	修了者数
2006	74	5,784	*2,176
2005	74	5,544	-
2004	68	5,767	-

\*2006年3月の修了者数は既修（2年コース）のみ参考までに日米の人口比をみてみると、日本の人口が1億2千8百万人（2006年9月現在）、米国の人口が3億1千万人（2007年3

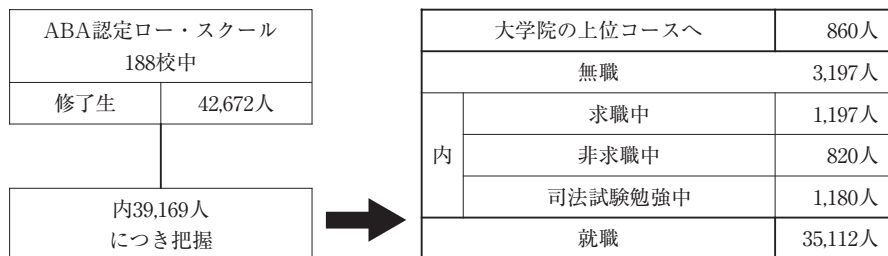
月現在の推計）<sup>5</sup>であり、日本の人口は米国の人口の4割強にあたる。この人口比を加味しても米国ロー・スクールの修了者は日本の法科大学院の推定修了者数より遥かに多いことがわかる。

1-2 修了生の就職状況

前節で紹介した通り、195校ものロー・スクールがあり、毎年40,000人の修了生がいるとなると、彼らは皆無事に就職できているのか、就職浪人は生じないのか、という素朴な疑問がわいてくる。米国ではNALP（The Association for Legal Career Professionals）という団体が毎年「Jobs & JD's-Employment and Salaries of New Law Graduates」という冊子を発刊し、ロー・スクール修了生の就職事情につき統計データを集めて分析している。本節では2005年春に修了した学生（Class of 2005）を参考にして紹介する。

【米国ロー・スクール修了生の就職状況】

※「Jobs & JD's」class of 2005-Scope of Employment Date より。



3 ABA提供 Legal Education Statistics/Enrollment and Degrees Awardedより抜粋。入学者数と修了者数については1963年からの統計データが掲載されている。

<http://www.abanet.org/legaled/statistics/charts/enrollmentdegreesawarded.pdf> 参照。

4 法科大学院の入学者数は文部科学省の発表した平成17年度及び平成18年度「法科大学院入学者選抜実施状況の概要」に依拠。2006年3月の修了者数は朝日新聞調査（2006年4月4日朝刊掲載）に依拠。

5 米国の人口についてはU.S.Census Bureauのデータに依拠。日本の人口については総務省統計局のデータに依拠。

上記NALPの調査では、全修了生中9割強の学生(39,169人)の進路を把握しているが、この約9割が就職をしている。3,197人が無職となるが、この内で実際に求職中の者は1,197人であり、これを実質就職困難者数とみるならば、対回答者数の3%にしかすぎない。ただし、同調査で把握できなかった3,503名中に相当数の就職困難者が含まれるとすると、米国ロー・スクールの修了者についても100%の就職保証があるわけではないことが伺える。

別の資料からスクール別に就職状況について検討してみよう。U.S. Newsが毎年提供している「America's Best Graduate Schools 2007」を参考にする。米国ロー・スクールのランキングについては本節で紹介するものも含め様々なものがあるが、いずれにせよ、政府による公的のランキングやABAによる公式のランキングが存在するわけではない。したがって今回利用するランキング<sup>6</sup>もその評価方法を巡って議論があることに留意した上で、利用したい。同ランキングは総合得点の結果であり、就職率は一つの評価項目にすぎない(全体の20%)。そのためランキングと就職率とは必ずしも比例していないのである。例えば、総合ランキングで1位であるYaleでも就職率(修了時)となると7位となり、逆に総合ランキングでは37位のGeorge Ma-

sonが就職率(同)では5位に上るという現象がみられる。但し、トップ10のスクールについていえば就職率の順位が多少入れ替わるとはいえ95%を下回ることはない。問題となるのは、上位校と下位校の格差である。同ランキングはトップ100校、第3グループ(Tier 3)、第4グループ(Tier 4)の3グループに大別されている。トップ100校の中でも就職率トップのColumbia大学99.3%と数値が上げられている中でボトム<sup>7</sup>のKansas大学55.1%には大きな隔たりがある。第3グループにランキングされる36校中ではHoward大学が80.4%という好成績を保つ一方で、Idaho大学の45.6%のように半数を割るスクールが出てきている<sup>8</sup>。第4グループにランキングされる44校中では、Campbell大学の82.3%からNew England大学の27.7%まで大きな格差を生んでいる<sup>9</sup>。

総じてみるならば、トップ100校に入らない第3グループや第4グループの下位校であっても就職「率」だけをみるならば、70%~80%を維持しているところがあり、上位校に引けをとらないスクールも少なくない。ただし、全体的な傾向としては、トップ100校→第3グループ→第4グループと下るにつれて、就職率の良いスクールが少なくなり、逆に修了時の就職率に対して無回答校の数が増えてくる。したがって、NALPの調査だけを見

6 U.S. Newsのロー・スクール評価方法は以下の通り。

- 外部評価 Quality Assessment (全体の40%)
  - 内 教員による得点評価 25% / 弁護士・裁判官による得点評価 15%
- 選抜 Selectivity (全体の25%)
  - 内 LSATの中間得点 12.5% / 学部の成績(GPA) 10%
  - 入学の競争率 2.5%
- 修了後の成功 Placement Success (全体の20%)
  - 内 修了生の就職率 18% (修了時の就職率4%と修了から9ヶ月後の就職率14%)
  - 司法試験合格率 2%
- 教育環境 Faculty Resources (全体の15%)
  - 内 諸経費 11.25% (教育支援サービス9.75%とその他経済支援などのサービス1.5%)
  - 学生対教員の割合 3% / 図書館リソース 0.75%

なお、同書はオンラインでも購入可能であり、広く利用されている。

- 7 トップ100校の中で、修了時の就職率につき無回答が7校あった。
- 8 第3グループの36校中、修了時の就職率につき無回答が17校あった。
- 9 第4グループの44校中、修了時の就職率につき無回答が24校あった。

るときほど就職に困ってはいないようにも見受けられるが、US Newsの調査を参照すると、就職率の悪いスクール（前述の如く下位校ばかりとは限らない）の修了生が苦勞していることが伺える。

もっとも、上記は「修了時」の就職率であり、これに「修了9ヶ月後」（7月末に司法試験を受け法曹資格を取得した後）の就職率を加味して考えると、事態はだいぶ好転する。すなわち、修了時の就職率が低迷していても9ヶ月後には8割～9割の就職率にまで上昇しているスクールがほとんどなのである。例えば、前述した大学の修了時と9ヶ月後を比べてみると、Kansas大学55.1%→88.5%、Idaho大学45.6%→88.3%、New England大学27.7%→81.1%となっており、いずれも高い伸びを示している。そうしてみると、下位校の修了生が苦勞するのは確かだが、いつまでも就職できずにいるという悲観的な状況にまでは陥っていないことがわかる。

### 1-3 就職率と司法試験合格率

最後に司法試験合格率と就職との関係につき若干考察する。米国の司法試験（Bar Exam.）は日本に比べて受かりやすいといわれるが、果たして本当にそうといえるのであろうか。NCBE（National Conference of Bar Examiners）<sup>10</sup>が毎年公表している統計データの内、最新（2005年）のものを利用して以下に概略する。合格率が65%以下の州と80%以上ある州を抜粋したものを次頁図表に挙げる。最も合格率が低いのがカリフォルニア州で46%、逆に最も合格率が高いのがユタ州の86%となっている。日本人留学生の受験が多いニュー・ヨーク州は62%で難度順にいうならフロリダ州に続いて7位の位置づけとなる。全体の合格率が64%と低めなのは、難

度の高いカリフォルニア州やニュー・ヨーク州の試験を受ける者がそれだけ多いことを意味する。逆に合格率が高く、かつ、受験者数も多いという州はほとんどなく、ミズーリ州（カンザスシティやセントルイスなどがある）が千人を超えているのが例外といえよう。

受験者数でみるならば、1万人以上となるのはニュー・ヨーク州とカリフォルニア州のみで、3位以降のフロリダ州やニュー・ジャージー州を大きく引き離している。逆に、アラスカ、サウス・ダコタ、ヴァーモント、ワイオミング、ノース・ダコタの各州は受験者数がきわめて少なく、合格者も年間100名に満たない人数しかいない。

併せて、参照したいのが、合格率の中でも初回受験者の合格率と複数回受験者の合格率である。表中に挙げたいずれの州をとっても初回受験者の合格率は平均合格率よりも高くなっている。逆にいえば、2回目以降の再受験者の合格率は著しく低い。合格条件は初回受験者も複数回受験者も同じであり、日本が平成8年～15年の間に行ったような合格枠制（初回受験生に有利）が採られているわけではない。にもかかわらず、このように合格率が低下する理由としては、①試験そのものの内容が知識重視型（=回を重ねるほどに有利）の構造をしていない、とか、②適性の問題（何度受験しても受からない人は受からない）と、言われているが、はっきりとは分からない。

上記に加え、スクールごとの合格率について、ニュー・ヨーク州とカリフォルニア州の試験を例に紹介する。ニュー・ヨーク州の司法試験を主として受ける22校<sup>11</sup>のうちで、NYU、Harvard、Michigan大学などの上位校はいずれも90%以上の合格率を誇っている。ニュー・ヨーク州の司法試験は、初回平均合

10 1931年設立の非営利団体。本部はウィスコンシン州マディソン。機関誌として「The Bar Examiner」（年4回）を発行。<http://www.ncbex.org/> 参照。

【米国 司法試験合格率 難易度別 (抜粋)】<sup>12</sup>

NCBE 「Bar Admission Statistics」(2005) より。

	州	受験者数	合格者数	合格率
1	カリフォルニア州	12,863	5,882	46%
2	コロンビア特別自治区	593	302	51%
3	ニュー・ハンプシャー州	235	127	54%
4	デラウェア州	260	149	57%
5	ネヴァータ州	789	463	59%
6	フロリダ州	4,507	2,709	60%
7	ニュー・ヨーク州	13,388	8,334	62%
8	アラスカ州	132	83	63%
9	ウエスト・ヴァージニア州	335	214	64%
9	ミシガン州	1,443	918	64%
9	ノース・カロライナ州	1,328	851	64%
9	アラバマ州	770	496	64%
13	ローズ・アイランド州	243	157	65%
13	メリーランド州	2,254	1,460	65%
42	サウス・カロライナ州	568	452	80%
42	アイオワ州	329	264	80%
45	ニュー・メキシコ州	342	277	81%
45	ミズーリ州	1,128	918	81%
45	ミネソタ州	941	766	81%
46	オクラホマ州	519	424	82%
47	ノース・ダコタ州	65	54	83%
48	モンタナ州	190	159	84%
49	ミシシッピ州	401	339	85%
50	ユタ州	436	376	86%
	合計	80,557	51,958	64%

格率が74%であり、全米の中では難度の高い試験であるが、それでも上位校については「ほとんど全員が合格する」状態であるといえる。反対に合格率が平均を下回った5校のスクールはいずれも US. News の総合ランキングで第3グループ、第4グループに位置づけられる下位校であった。更に就職率との関係でいえば、平均を下回ったスクールのほとんどが

修了時の就職率につき無回答のところであり、かつ、9ヶ月後の就職率も67%や74%など不振が目立った。

カリフォルニア州についても状況は同じで、全米の中で最も難度の高い（合格率の低い）試験であるものの、スタンフォード大学（91.8%）、UCLA（86.0%）、UC-Berkeley（83.7%）など、やはり上位校修了者のほと

11 必ずしもニュー・ヨーク州にあるロー・スクールとは限らない。Yale（コネティカット州）、Harvard（マサチューセッツ州）、デューク（ノース・カロライナ州）、ミシガン、ペンシルヴァニアなどのロー・スクール修了生の多くがニュー・ヨーク州の司法試験を受ける。

12 米国の司法試験は通常2月と7月の年2回実施される。表中の受験者数及び合格者数は2回分の合計数。ただし、デラウェア州は7月の1回のみ。なお、合計数の中には全米50州及びコロンビア特別自治区ほか、グアム（準州）、（米国領）ヴァージン諸島（準州）、北マリアナ諸島（自由連合州）、プエルト・リコ（自由連合州）、パラオ（1994年米国の信託統治下から独立。但し、2044年までは米国との間で結ばれた自由連合盟約＝コンパクトが有効。）を含む。

【米国司法試験合格率 受験者数別（抜粋）】<sup>13</sup>

NCBE「Bar Admission Statistics」（2005）より。

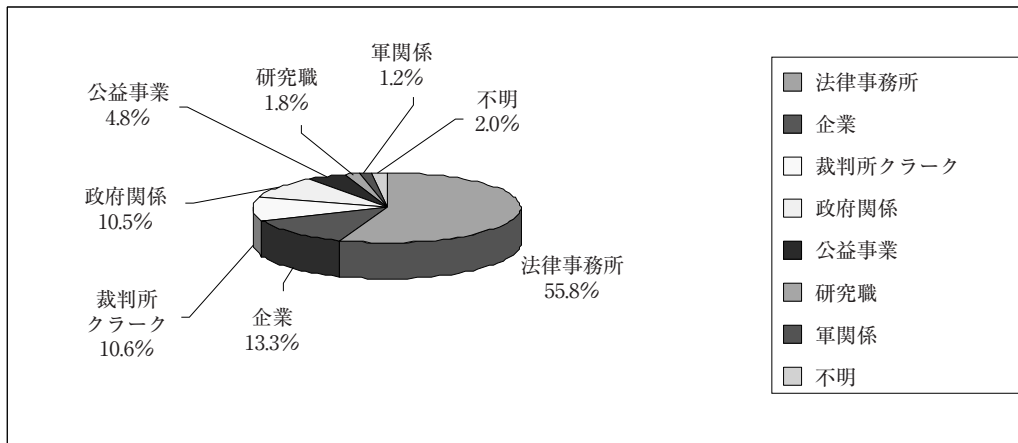
	州	受験者数	合格者数	合格率	初回受験者合格率	複数回受験者の合格率
1	ニュー・ヨーク州	13,388	8,334	62%	74%	30%
2	カリフォルニア州	12,863	5,882	46%	62%	25%
3	フロリダ州	4,507	2,709	60%	71%	23%
4	ニュー・ジャージー州	4,507	3,139	70%	77%	38%
5	テキサス州	3,998	2,845	71%	80%	44%
47	アラスカ州	132	83	63%	75%	27%
48	サウス・ダコタ州	128	92	72%	83%	30%
49	ヴァーモント州	128	93	73%	80%	32%
50	ワイオミング州	117	84	72%	80%	64%
51	ノース・ダコタ州	65	54	83%	90%	57%
	合計	80,557	51,958	64%	76%	34%

んどは合格している。初回の平均合格率62%を下回るスクールは5校あったが、第3グループに属するスクールが1校、第4グループに属するスクールが4校といずれも下位校であり、修了時の就職率も無回答もしくは振るわないところが多かった。

ニュー・ヨーク州とカリフォルニア州について見る限り、概ね「修了時の就職率が高い」

= 「司法試験の合格率も高い」という相関があるといえる。但し、数は少ないが「修了時の就職率は低い司法試験の合格率は高い」<sup>14</sup>あるいは「修了時の就職率が高い司法試験の合格率は低い」<sup>15</sup>というスクールもあり、就職率と合格率を厳密に検証するには他の要素も考慮しなければならないであろう。

【就職先内訳】



13 12同様、合格率は2月及び7月の平均。

14 例えば、ニュー・ヨーク州で言うならば St. John's 大学は修了時の就職率が68.80%と振るわないが、司法試験合格率は86.0%と好成績である。カリフォルニア州で言うならば、California 大学 Hastings 校は修了時の就職率が57.40%と振るわないが、司法試験合格率は80.7%と好成績である。

15 この例はニュー・ヨーク州でははっきりとは見られないが、カリフォルニア州で言うならば Southwestern 大学が修了時の就職率を79.60%としているものの、司法試験合格率は58.4%と振るわない。

#### 1-4 修了生の就職先

本節では、米国ロー・スクールの修了生の就職先につき検討する。毎年40,000人ももの修了生の受け皿はどこにあるのか、というマーケットの問題であるが、これは日本の法科大学院修了生の進路を考える上でも興味深い点である。すなわち、法律事務所を受け入れることのできる人数が限られている以上、修了生は他のエリアにも目を向ける必要が生じてくるのである。NALPの調査により把握されている就職者35,112人の内訳は前頁の通りである。これによると法律事務所に入って弁護士として働く者は全体の6割に満たないことがわかる。法律事務所以外では、企業や政府関連及び公益事業、そして裁判所クラークとしてのキャリアが代表的なものとしてあげられる。米国ロー・スクールの修了生の就職率が全体的に高いのは法律事務所の受け皿が大きいだけでなく、それ以外のマーケットも用意されているからだといえるだろう。翻って日本の法科大学院について考えてみると、法律事務所以外のマーケットが今後開拓されないままの状態が続くと、深刻な就職問題を生じかねないことになる。

なお、日本にはない制度である裁判所ク

ラーク (Judicial Clerk) について付言しておく。これは、日本の裁判所書記官とは異なり、ロー・スクール修了生が1年～2年間裁判所で裁判官の補佐として働くというものである。報酬の面では、法律事務所勤務に比べかなり低い(後述)、①現場で訴訟手続を直に学べる、②優れた裁判官から指導が受けられる、③判決に至る過程で自分もその一端を担うことができる、といった点で人気のあるポストである。連邦最高裁のクラークともなると、トップスクールの中でも最優秀の修了生にのみ許されたポストであり、出世コースといえる。この連邦最高裁や巡回裁判所のクラークを何人輩出するかというのも各スクールのランキングを考える上で大事な要素となっている。

公益事業 (Public Interest) への就職も興味深い点といえる。日本では「法テラス」が昨年秋にスタートしたことをうけ、民事法律扶助や国選弁護関連業務など米国の公益事業に通じるものへの関心が高まってきたように見受けられる。米国ロー・スクールではキャリア・サービスの中に、あるいは独立した部署として公益事業への就職セクションを設けており、この方面に進もうとする学生を支援

【大学別 就職先】(上位10校について抜粋) ※「America's Best Graduate Schools 2007」より。

スクール	法律事務所	企業 (法律職)	企業 (非法律職)	政府関係	公益事業	裁判所 クラーク	研究職
<a href="#">YaleUniversity</a>	45%	0%	2%	3%	5%	43%	2%
<a href="#">StanfordUniversity</a>	58%	0%	5%	2%	4%	30%	1%
<a href="#">HarvardUniversity</a>	60%	無回答	3%	3%	4%	29%	1%
<a href="#">ColumbiaUniversity</a>	77%	2%	0%	4%	3%	14%	1%
<a href="#">NewYorkUniversity</a>	69%	0%	3%	4%	10%	14%	0%
<a href="#">UniversityofChicago</a>	68%	1%	1%	4%	4%	21%	1%
<a href="#">Universityof Pennsylvania</a>	76%	0%	2%	1%	2%	17%	1%
<a href="#">Universityof California-Berkeley</a>	64%	1%	2%	7%	7%	16%	2%
<a href="#">Universityof Michigan-AnnArbor</a>	73%	0%	3%	4%	5%	15%	0%
<a href="#">UniversityofVirginia</a>	75%	0%	0%	6%	3%	15%	0%

している。

日本の従来型の法学教育と大きく異なる点は、米国ではロー・スクールからより上位の学位を目指して進学する者や、直接研究職に就くものが極めて少ないことが挙げられる。

つまり、ロー・スクールを修了して直ちに助手になり、研究者を目指すというキャリア・パスはほとんど用意されていないのである。また、ロー・スクールの教授になるのに必ずしも法学博士号（J.D.=法務博士号とは異なる）を必要としないため、日本の大学院のように何年も在籍して修士号、次いで博士号を取得するというコースは一般的ではない。

前節と同様にNALPの調査に加え、U.S. Newsによるスクール別の就職先をみると、これも総合ランキングと法律事務所への就職率とは比例していないことがわかる（前頁図表参照）。

### 1-5 修了生の初任給

米国ロー・スクールの修了生が初年度に受

け取る収入はどのくらいか。そして、それは就職先によってどのくらい違うものなのか。NALPのデータによれば、全国平均値では、法律事務所、企業、政府関連、研究職、裁判所クラーク、公益事業という順で給与に高低がつく。やはり高収入が期待できる就職先は法律事務所で、公益事業と比較した場合、2倍以上違ってくる。

全就職先の全国平均値は72,730ドルだが、これを上回るのは法律事務所しかない。逆に言うと、法律事務所における高収入が平均値を押し上げているということになる。企業の場合でもやや下回り、それ以外の就職先では大幅に下回る結果となっている。このような収入格差は、一面で教育ローンの返済に負われる修了生が最初の就職先として高収入の期待できる法律事務所を選択する傾向にあるという現象を生んでいる。確かに、就職先として上記6分野の内、最も収入の低い公益事業にしても、中間値で40,000ドル、平均値で42,035ドルとなっており、日本円に換算する

【米国ロー・スクール修了生の就職先別収入（年収）】 ※「Jobs & JD's」より。

就職先	\$40,000以下	\$40,001～55,000	\$55,001～75,000	\$75,001～100,000	\$100,001以上
全就職先	16.7%	30.0%	16.7%	12.3%	24.3%
研究職	40.2	36.4	16.3	7.1	
企業	12.9	27.2	30.7	18.1	11.1
裁判所クラーク	36.3	58.4	5.3	0.0	0.0
政府関連	24.9	56.5	13.9	4.7	
法律事務所	7.5	17.7	18.7	17.1	39.0
公益事業	57.1	34.9	6.8	1.2	

就職先	全国中間値	全国平均値	データ数
全就職先	\$60,000	\$72,730	21,817
研究職	45,000	48,595	184
企業	60,000	70,418	1,914
裁判所クラーク	45,000	44,826	3,101
政府関連	46,158	49,049	2,650
法律事務所	85,000	87,250	12,956
公益事業	40,000	42,035	967



【米国ロー・スクールの教育ローン平均額と利用者割合】

※「America's Best Graduate Schools 2007」Web Extras より。

スクール	学生の平均的 教育ローン額	教育ローンを利用し ている学生の割合
Yale University	\$89,908	91%
Stanford University	\$100,687	86%
Harvard University	\$92,573	83%
Columbia University	\$98,066	80%
New York University	\$111,850	86%
University of Chicago	\$114,263	67%
University of Pennsylvania	\$101,757	84%
University of California--Berkeley	\$59,620	73%
University of Michigan--Ann Arbor	\$86,901	89%
University of Virginia	\$60,000	78%

【米国ロー・スクールの学費（年間）】

※ABA 提供「Legal Education Statistics」より。

公立スクール		居住・非居住	平均値	中央値	私立スクール		平均値	中央値
年度	校数		学費	学費	年度	校数	学費	学費
2005	80	居住者	\$13,145	\$12,107	2005	111	\$28,900	\$28,670
		非居住者	\$22,987	\$23,506	2004	108	\$26,952	\$27,005
2004	80	居住者	\$11,860	\$11,012	2003	109	\$25,574	\$25,500
		非居住者	\$21,905	\$21,458				
2003	78	居住者	\$10,819	\$9,979				
		非居住者	\$20,171	\$20,110				

と500万円にはなるので、20代後半に差しかかったばかりの若者の初任給としては必ずしも著しく低いとはいえない。ただし、日本と事情が異なる点としては、第一に学費や生活費を自己負担している学生が多いこと、第二にロー・スクールの学費が非常に高額であることが挙げられる。第一の点について述べれば、上記の図表に現れるようにスクール間に違いはあるものの、大半の学生が教育ローンを利用し、その総額が日本円にして1千万円を超えることも珍しくない。日本の法科大学院の学生のどれ位が学費及び生活費を自己負担し、かつ修了時にどの程度の借金を抱えているのかについては実は全体的な調査がなされていない。したがって、現時点では日米間でこの点に関し具体的な差異を数字で示すことはできないが、米国の学生の事情が深刻で

あることは上記の図表から伺えるであろう。

第二の点についていえば、日本においても法科大学院の学費が従来の文系大学院に比べて高額であるという点で議論があったが、米国ロー・スクールの学費はそれをさらに上回る高額なものとなっていることが挙げられる。

公立（多くは州立）のスクールであり、かつ、そのエリアの住民であれば、日本の私立法科大学院とさほど違いはないが、公立でも非居住者であったり、私立であったりすると年間300万円前後を費やすことになる。これはほぼ日本の倍額にあたり、日本に比べて奨学金や教育ローンの制度が各種整備されているとはいえ、米国ロー・スクール修了生の重い負担をしいていることは疑いない。

次に、スクール別の収入についてみると、U.S. Newsの2004年調査には171校の

【米国ロー・スクール 出身別給与格差】 ※「America's Best Graduate Schools 2007」Web Extras より。

#	スクール	民間部門初任給 (中央値)	民間部門初任給 (25%~75%の値)	公共部門初任給 (中央値)
1	Boston College	\$125,000	\$93,000-\$125,000	\$43,100
2	Boston University	\$125,000	\$110,000-\$125,000	\$43,222
3	Columbia University	\$125,000	\$125,000-\$125,000	\$52,650
169	Vermont Law School	\$40,000	\$35,000-\$50,000	\$35,958
170	University of North Dakota	\$39,500	\$35,000-\$45,000	\$40,000
171	University of South Dakota	\$38,000	\$33,000-\$47,000	\$40,000

データが集められているのでこれを参考にす。同データは民間部門（法律事務所や企業など）と公共部門（裁判所、政府、公益事業など）にわけて初年度の給与の中央値を挙げている。民間部門につき、最高値は125,000ドル、最低値は38,000ドルと実に87,000ドルもの格差がある。これを中央値でみた場合には10万ドルを超えたスクールが29校、反対に5万ドルを下回ったスクールが30校あり、出身別にみた給与格差が激しいことがわかる。これらの5万ドルを下回った30校についてみれば、公共部門との給与差はわずかであり、民間部門と公共部門のどちらを選択してもさほど変わらないという状況が指摘できる。公共部門については、最高値61,250ドルと最低値33,975ドルと27,000ドルほどの変動幅が存在するが、概ね40,000ドル台がほとんどであり、スクール間の格差は生じていない。

民間部門においてこれほどの格差が生まれる理由はなぜか。もとより同じ職場の中で出身スクール別に格差が設けられるわけではない。考えられる要因としては、ロー・スクールの修了者が①どのような地域に多く就職し

ているか（地理的要因）と②どの規模の法律事務所に多く就職しているか、であろう。一般的に述べて、過疎地域よりも都市部、小規模事務所よりも大規模事務所の収入が高いため、条件の良い就職先にどれほど修了生を送りこめるかによって上記のような格差が生じてくると考えられる。NALPの調査では法律事務所の給与につき州別の統計があるので下記に参照する。中央値が10万ドルを超える州はワシントンDCをはじめとしてデラウェア、イリノイ、マサチューセッツ、ニュー・ヨーク、カリフォルニアの6州あるが、反対に5万ドルを下回る州としてアーカンソー、アイオワ、サウス・ダコタ、ワイオミング、アイダホ、ヴァーモント、モンタナ、ノース・ダコタの8州があり、大学の所在地と見比べると相関関係が浮かび上がってくる。

次に、法律事務所の規模で比べてみると、例えばニュー・ヨークとフロリダで、2~10人規模、11~25人規模、26~50人規模、51人~100人規模、101~250人規模、251人以上の6段階で比較すると下記の通りになる。

どちらの州も法律事務所の規模が大きくな

【法律事務所の初任給に関する州別比較】（抜粋） ※「Jobs & JD's」より。

州	中央値	平均値	州	中央値	平均値
ワシントンDC	\$125,000	\$118,184	ミシシッピ	\$70,000	\$63,982
ニュー・ヨーク	\$125,000	\$107,246	フロリダ	\$62,000	\$65,115
カリフォルニア	\$115,000	\$99,029	ケンタッキー	\$50,000	\$57,186
ペンシルバニア	\$90,000	\$84,361	アイダホ	\$42,500	\$52,996
ユタ	\$82,250	\$78,011	ノース・ダコタ	\$37,500	\$37,250

【法律事務所の規模別 初任給 2州比較】<sup>16</sup>

	2～10人		11～25人		26～50人	
	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値	平均値
ニュー・ヨーク	\$50,000	\$50,851	\$55,000	\$58,877	\$60,000	\$68,222
フロリダ	\$50,000	\$52,668	\$60,000	\$61,775	\$65,000	\$63,677

	51～100人		101～250人		251人以上	
	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値	平均値
ニュー・ヨーク	\$72,000	\$83,818	\$125,000	\$115,530	\$125,000	\$125,354
フロリダ	\$75,000	\$72,553	\$80,000	\$75,534	\$95,000	\$95,225

るにつれて給与額は大きくなる。25人以下の規模でみるならば、フロリダのほうがニュー・ヨークよりも中央値及び平均値が高くなっている。これが逆転するのが26～50人規模の法律事務所で、中央値ではフロリダが高くても平均値で劣るようになってくる。これは次の51～100人規模でも同様であり、それ以上となると中央値でも平均値でもニュー・ヨークのほうが高い値を示している。両州の2～10人規模の事務所では中央値は同じだが、101人～250人規模で4万ドル、251人以上で3万ドルもの格差を生じている。

スクール別収入ランキングでトップに立つ Boston College の2005年度生進路先をみると全体の半数弱（45.2%）が101人以上の大手法律事務所に勤務している。地理的にみる修了生の50%がポストンを含むニュー・イングランド地域に、30.4%がニュー・ヨーク（市）を含むミッド・アトランティック地域に就職している。ニュー・イングランド地域は他と比べてことさらに収入が高いエリアとはいえないが、ミッド・アトランティック地域の初任給は中央値でみるならば太平洋地域（サンフランシスコ、ロサンゼルス、シアトルなどの都市を含む）と並んで7万ドルでトップ、平均値でみるならば83,093ドルで2位の太平洋

地域82,247ドルよりやや上回って単独トップになっている<sup>17</sup>。ここでも大都市と大手法律事務所という組み合わせが収入ランキングに反映しているのがわかる。

### Ⅲ 米国ロー・スクールとキャリア・サービス

日本の法科大学院につき情報を得ようとする、まず初めにアクセスするのが各校のホームページであろう。設立当初の段階では、情報量、デザイン（見やすさ）、更新頻度など必ずしも充分とはいえない所も少なくなかったが、さすがに完成年度を迎えた今日にあっては各校ともユーザーの利便性に考慮して工夫を凝らすようになり、質・量ともに豊かなものになりつつある。ただし、時期尚早といふべきなのか、米国ロー・スクールであれば必ずといっていいほどある項目の一つが日本の法科大学院のホームページから落ちている－それが「キャリア・サービス」と呼ばれる就職関連情報とそれを担うオフィスの存在である。前章では米国ロー・スクールの就職事情につき統計データを用いて検討したが、本章では米国ロー・スクール学生の就職活動を全般にわたってサポートしているキャリ

16 「Jobs & JD's」 Starting Salaries by State for Full-Time Jobs 法律事務所の規模別データよりニュー・ヨーク州とフロリダ州を抽出して作表。

なお、報告母数はニュー・ヨーク州が2,160、フロリダ州が642となっている。

17 いずれも前述・NALPのStarting Salaries by Regionに依拠。

ア・サービスの役割について紹介する。

日本の大学では全学を対象にして「就職課」をおき、卒業する学生のために就職支援を行うのが一般的であった。それは、各学部や大学院の中に独自のキャリア・サポート部署を設け、そこに人件費を割くということがあまり行われていなかったということの意味する。しかも、「はじめに」でも触れたように、旧司法試験の下では、就職活動は試験合格後、司法研修所での研修を経る過程で行われるのが一般的で、そこに大学が「機関」として積極的に関わることは（OBやOGつながりというのはあるとしても）ほとんどなかったといえる。しかし、新司法試験になり合格率、合格者数ともに大幅にアップするようになると、法科大学院修了生の側としては、東京の大手法律事務所など競争率の高い所に就職するためには早めに情報を入手し人脈を作っていきたいという希望が出てくるし、新人弁護士を雇う側の事務所にしても、大勢の中から可能な限り優れた人材を迅速に確保したいという希望が出てくる。そうしてみると、今後法科大学院の中にも米国ロー・スクールにあるようなキャリア・サービス・オフィスを設置する必要が生じてくるかもしれない。

## 2-1 就職活動の流れ

米国ロー・スクールの学生はいつどのようにして就職先を決めるのか。その過程に各スクールのキャリア・サービス・オフィス（Office of Career Services と呼ばれることが多いため、以下 OCS と略す）がどのように関わってくるのか。1-2 ですでに述べたようにロー・スクール修了時には大半の学生が就職先を決定している。これは就職活動が在学中に行われ、かつ、司法試験受験前（法曹資格取得前）に雇用者側が内定を与えていることを意味している。本節では NALP のガイ

ドラインや Yale が一般公開している就職用ガイドブック（参考資料に記載）などを参考に就職活動に関するスケジュール例を取り上げる。

1 L 8月下旬に新入生向けのオリエンテーションが始まり、9月初めに授業（秋学期）開始される。いかに気の早い学生でも入学当初から就職活動に動くことは許されていない。前述 NALP は「Principles and Standards for Law Placement and Recruitment Activities」というリクルート用ガイドラインを設けており、これによると11月1日になるまでロー・スクールは新入生に対してキャリア・サービスを提供してはならないとされている<sup>18</sup>。この解釈によると、11月1日になるまでは OCS に足を踏み入れてはならないというほど厳格なものではなく、例えば「法曹界とはどんなところか」や「法曹としての責任とは」、「就職活動の一般的な流れ」等オリエンテーション的なプログラムであれば参加可能としている。他方で、就職先を探す上で必要となるレジュメの書き方や面接スキルなどに関するプログラムは11月1日になるまでは提供してはならないとしている。

1年生が最初のサマー・ジョブ獲得に向けて雇用者側とコンタクトを取り、面接することが許されるのは12月1日以降のことである。したがって、雇用者側も12月1日になるまではオファーをしてはならないとしている。1年目の最初の学期中は極力勉学に専念すべき、という見解が背景にあり、多くのロー・スクールでは予め雇用者側に対し、先走りして申し込みをしてくる学生について報告するよう求めている。

12月1日以降1年生はサマー・ジョブ希望先に直接コンタクトを取ることで就業先を探す。通常、法律事務所や非営利団体、政府機関などは12月中の申込を期待している。それ

18 NALP Principles and Standards, Part V. D.

以外には、スクールが2月初めに行う春季面接プログラムを利用するという方法もある。

**最初のサマー・ジョブ** Yale 学生の場合、多くが最初の就職体験の場所として選択するのが政府機関や公益事業などの公共部門である。全体の3分の1位が法律事務所で働き、少数ではあるが教授を手伝ってリサーチをしたり、裁判所でエクスターンをしたりする者もいる。

**2 L** 大手法律事務所勤務を希望する学生にとってハイライトとなるのは9月末から10月初めにかけて校内で開催される秋季面接プログラムである。このプログラムでは、雇用者側が自らスクールに赴き学生と面談をする。このプログラムが重要なのは単に2回目のサマー・ジョブ先を見つけるというだけでなく、それがそのまま修了後の就職先につながるケースが多いという点である。雇用者側はまず同プログラム等を利用して学生と面談し（スクリーニング・インタビュー）、その後、期待する学生に対して二次面接（コールバック・インタビュー）を実施する。二次面接は通常、学生を事務所に呼んで行う。校内で行われる最初の面接は数も多いため通常一人25分程度のものであるが、二次になると半日にも及び複数の弁護士と面接するという、かなり学生にとってハードなものとなる。この二度にわたる面接をパスするため学生はOCSを活用してレジュメの書き方や面接スキルを磨いたり、希望就職先の情報収集をするのである。

**2度目のサマー・ジョブ** Yale の場合、75%が法律事務所で働き、その他が政府機関、公益事業、研究機関、企業などで働く。長い夏期休業期間を利用して勤務先を2つに分ける（各6～8週間）場合もある。Yale は最初のサマー・ジョブについては最初の実務経験であり時間をかけて職場環境に慣れ、リサーチ能力を磨き、職場の仲間との付き合い方を学ぶべきであるから、1箇所絞ることが望ましいとしている。これに対して、2度

目のサマー・ジョブについては、将来の就職先につながるが多いため、どちらか片方に決めかねる時は両方行くのもよしとしている。

**3 L** NALP のスタンダードでは学生側に時期別にオファーの受け入れ留保をしていい上限数を定めたり、雇用者側に学生になしたオファーに対し撤回できない期間を定めたりしている。

前者については、学生が複数のオファーを抱えたままの状態にあり、雇用者側や他の（待ちリストに載っている）学生をいつまでも不安定な状態におかないよう、詳細な規定が設けられている。同スタンダードの一般規定(V, A General Provisions) 4条（抜粋）によれば、次の期間の定めがある。

4. 学生は9月15日以降、雇用者側から提示されたオファーを5つ以上同時に留保してはならない。10月1日以降は、4つ以上同時に留保してはならない。10月15日以降は、3つ以上同時に留保してはならない。このオファーには以前のサマー・ジョブ雇用の結果として得たものも含まれる

トップスクールの優秀な学生であれば数多くのオファーが来るが、上記の規定により、9月15日までにまず5つに絞る必要があり、以降、半月ごとに一つずつ落としてゆくという必要が生じてくる。他方、雇用者側は待ちリストを作成することが許されており、もしも先に与えたオファーから十分な人数が確保できない場合は随時同リストから新たなオファーを出すことができる。

後者については次の3つの規定（抜粋）がある。

1. 雇用者側が以前に（サマー・ジョブな

どで) 雇用したことのない学生につき、ロー・スクール修了後のフル・タイム職をオファーする場合、少なくとも12月1日まではこれを撤回してはならない。

2. 雇用者側が以前に雇用したことのある学生につき、ロー・スクール修了後のフル・タイム職を第3学年の9月15日より前にオファーする場合、少なくとも11月1日まではこれを撤回してはならない。学生からの要請があれば、雇用者側はこの期間を12月1日まで延長しなくてはならない。学生は延長期間中、他に一つしかオファーを留保していないことを確約しなければならない。
3. 雇用者が以前に雇用したことのある学生につき、ロー・スクール終了時のフル・タイム職を第3学年の9月15日以後にオファーする場合、少なくとも12月1日までこれを撤回してはならない。(Part V, B1～3)

上記規定によれば、雇用者側が実際に雇える人数を超えてオファーを乱発することのないよう制限を設けるとともに、複数のオファーを受けた学生が一番良い選択をできるように時間的猶予を与えることと、待ち状態にある学生の救済というバランスが図られている。

政府機関や公益事業に就職を希望する場合で問題となるのが、これらのオファーが出る時期が通常、法律事務所のオファーより遅いことである。そうすると学生は先に法律事務所からオファーをもらっていた場合、これをいつまで留保できるかが問題となる。この点、一般規定 (V, A General Provisions) 5条では、雇用者側の同意があれば12月1日以降でも留保が可能であるとなっているが、逆にいえばこの「いつまで」という決定が雇用者側

に委ねられていることになる。NALPは雇用者側に学生の側の事情を考慮し、可能な限り留保機能を延長するよう求めている。スクールの中には公益事業に就こうとしている学生が法律事務所からもらったオファーを留保しようとする時、それに応じるよう雇用者側に強く要求する所もある。

## 2-2 キャリア・サービスの内容

前節で述べたように、特に法律事務所への勤務を希望する場合、校内で行われる最初の面接が重要である。これをアレンジすることも、OCSの重要な役割であるが、そればかりではなく、就職関係全般につき細やかなサポートを行っている。本節では、OCSでは具体的にどのようなサービスを行っているかについて紹介する。併せて、優れたサービスをどのような組織が担っているか、人的側面からも検討を加えたい。

最初に Duke が提供している2009年修了生向け (2006年秋入学) キャリア・プランニング・マニュアルを手がかりに、キャリア・サービスの内容についてまとめみる。

- ◆ (1年生向け) 就職オリエンテーション
- ◆ (1年生向け) オンライン求職データベース<sup>19</sup>の紹介
- ◆ (1年生向け) サマー・ジョブに関する上級生との懇談会
- ◆ カウンセリング
- ◆ 就職活動支援のためのプログラム (履歴書の書き方、面接スキルなど)
- ◆ ゲストを招いての教育プログラム (講演会など)
- ◆ 修了生を招いての模擬面接プログラム
- ◆ 春季 (2月) オンキャンパス面接プログラム
- ◆ 秋季 (8月～9月) オンキャンパス面接

19 多くのロー・スクールで利用している Simplicity というシステムがある。ID とパスワードで管理されており、通常在学生しか利用できないようになっている。

## プログラム

- ◆各種ガイドブックやリーフレットの発行
- ◆各種ガイドブックや図書・雑誌の収集と公開

日本の法科大学院でも学外から各方面のゲストを招き講演会を行うことはあるが、キャリア・サービスをメインとしたものはほとんどない(少なくとも表向きは行われていない)。米国ロー・スクールのOCSでは人気の就職先からゲストを招き講演してもらうのだが、生の職場模様を話してもらうことで、その仕事がどのようなものかという具体的イメージを学生にもたせることに重点を置いたものが多い。ゲストの勤務先がスクールから離れた場所にあたり、スケジュールが多忙で直接来校できなかつたりする場合には、サテライトを用いてのビデオ会議を行う場合もある。

履歴書やカバー・レター(送付状)の書き方指導や面接のためのスキルアップについてのサポートもしっかり行っている。社会人経験のある場合は別として、大半の学生にとって正式な履歴書やカバー・レターを書くというのは初めての経験であり、書式やスタイルなど細かな所でまごつくことも多い。OCSは学生の履歴書やカバー・レターにつき書き方指導をするだけでなく、記載例を示したり、個別添削を行ったりしている。Georgetownのキャリア・プランニング・マニュアル(参考資料に記載)には履歴書作成にあたって以下のような注意書きがある。

- ◆(志望先と)関連する研究及び職務経験につき強調すること
  - ◆上記に加えて特筆すべきスキルや業績、個人的資質について明示すること
  - ◆きちんと整理し、簡潔かつ注目されるような方法で記載すること
  - ◆あなたの(高い)能力を示せるよう、上手に書き、詳細に最新の注意を払うこと
- この他に、例えば「用紙は8.5×11インチ(レターサイズ)を使って印刷すること」「ホ

ワイトもしくはオフ・ホワイトの厚手上質紙(ボンド紙)を使うこと」「フォントはTimes New Roman または Garamond で、サイズは11または12ポイントで印刷すること」などなどスタイルについても細かな指示が与えられている。

面接についても同様で正しい服装や言葉遣いを確認し、自己アピールのスキルなどを磨くことが重要となる。ロー・スクールの学生であり、それも就職のための面接ともなれば、一般常識や一般教養は当然身につけていると考えるべきであろうが、幾つかのマニュアルを参照する限り、この点に関して事細かな注意が与えられている。例えば、前述したYaleのマニュアルには下記のような記載がある。

- ◆女性の服装・身だしなみについて(抜粋)

「スカート・スーツが無難。」「パンストは伝線していないこと、肌色であること、デザインや模様入りは避けること。」「メイクは控えめに。香水はつけないこと。」

- ◆男性の服装・身だしなみについて(抜粋)

シルクの品のよいネクタイを着用すること。大柄なものやキャラクターものは避けること。」「シンプルな時計や結婚指輪は身につけてもよいが、イヤリングや鼻リングは禁止。」

日本から眺めると冗談かと思われるような注意事項があえて記載されているのは、異なる文化・民族が複合して混在する米国ならではの事情があるからなのかもしれない。日本以上にTPOの使い分けがはっきりしているようで、普段はかなりカジュアルな服装をしている学生であっても面接の時ばかりは白いシャツにダーク・スーツというフォーマルなスタイルできめてくる。やや問題ありの学生についてはOCSの事前チェックが入るのである。

面接スキルについても、簡潔で的を射た自己紹介方法、よく聞かれる質問例、好ましい回答例、学生からの質問例などを紹介している。就職面接の場合、授業（ローヤリングやクリニックなど）の一環として行われるクライアントとの面接とは全く趣きを異にするので、独自の対策が必要となる。大抵は本面接の前に模擬面接のプログラムが組まれており、OCSのアドバイザーが個別に対応して学生のスキルアップを図っている。

### 2-3 キャリア・サービスの担い手

OCSにはアドバイザーやカウンセラーと呼ばれる専任職員が置かれている。ロー・スクールの「職員」には違いないが、特筆すべきは、その多くがロー・スクールを修了して（勤務先のスクールとは限らない）法曹資格を取得し、実務経験を積んだ者であることである。OCSの事務を担うスタッフは別にいるのが通常である。本年3月にHarvard大学を訪問する機会を得たのでOCSのアドバイザーの一人であるStockfleet氏にインタビューをお願いした<sup>20</sup>。初めに、どのような人がOCSでアドバイザーになるのかを尋ねたところ、求められる資質として、

①ロー・スクールを修了し法曹資格を取得していること

②数年程度実務経験（法律事務所や公益活動など）を積んでいること

③コミュニケーション能力やカウンセリング能力に優れていること

を挙げていた。さらに、（報酬が高い）法律事務所勤務よりもOCSのアドバイザーというポストを選ぶ理由は何か、どのような魅力があるのか、という質問をしたところ、「確かに報酬面では劣るが、法律事務所で激務に身を置き、利益追求することを好む人ばかり

ではない。ロー・スクールの教育に関心を持ち、職場として大学の環境が気に入って、このポストに就くのでは」という回答があった。

スクールの規模にもよるが、OCSでカウンセリングを担当する人は通常複数名おり、しかも得意分野で担当が分かれている。Harvardの場合、アドバイザーが7人おり（客員1名を含む）、裁判所クラークシップ担当、国際プログラム及び研究職担当、在学生担当、卒業生担当、といった形で担当が分かれている。このアドバイザー6名のほかに事務職として4名のスタッフを抱えており、全体として10名でOCSを構成している。キャリア・サービスにかけるマン・パワーの大きさが伺える。

他のロー・スクールについても若干触れると、Yaleでは公開情報からはキャリア・サービス全体の規模は分からないが、3名のカウンセラーをおいており、公益活動、裁判所クラーク、法律事務所の3分野で担当がわかれている。いずれも弁護士であり、かつ、プロフィールを見る限り、トップロースクール出身でキャリア的にも成功している人物がこのポストに就いている。Columbiaの場合はキャリア・サービスと公益活動のオフィスを分けており、パートタイムを含めるといずれも10名以上のスタッフを充てている。

オフィスの規模が大きいのはNYUで、OCSが次の6部門にわかれ、総勢21名（内弁護士10名）を抱えている。

①キャリア・サービスとマネージメント部門 3名

②J. D. 対象キャリア・カウンセリング部門 4名（内弁護士3名）

③スクール内外のリクルートとマーケティング部門 5名（内弁護士1名）

④LL. M. 対象キャリア・カウンセリング部門

20 ご多忙のところ早くインタビューに応じてくださり、お時間を割いてくださったHarvard Law School, OCSのApril R. Stockfleet氏に心より謝意を表す。



2名

⑤修了生対象キャリア・サービス部門

1名

⑥キャリア・カウンセリング・コンサルタント

6名（内弁護士6名）

幾つかのスクールのOCSを概観して気づいたのは、アドバイザーのポストに占める女性の割合が高いことである。例えば、イェールのカウンセラー3名は全員女性であるし、ハーバードのアドバイザー7名中6名が女性である。スタンフォードもOCSスタッフ7名全員が女性である。その理由としては、このようなポストに求められるカウンセリング能力やコミュニケーション能力（必ずしも弁護士実務の中での交渉能力とは一致しない）に優れた人物に女性が多いことが挙げられるかもしれない。また、家庭や育児との関係で大手法律事務所の過酷な勤務形態を何年も続けることを好まない女性が多いことも挙げられるかもしれない。

#### IV おわりに

以上、米国ロー・スクールの就職事情につき、最初に現況データを用いて様々な角度から分析し、次に各スクールのキャリア・サービスの存在について例を挙げて紹介した。日本の法科大学院になぞらえて幾つかの点を考慮する必要があるように思われる。第一に、法曹人口の拡大にともない、その受け皿を従来の法曹三者－ことに法律事務所－にのみ求めることには無理があるのではないだろうか。米国のような裁判所クラークの仕組みがない以上、これを論じることはできないが、その他の職種、すなわち、企業や政府機関、公益活動に新人弁護士がリクルートされる機会を増やし、そのための条件や環境を整備してゆく必要が生じてくるだろう。公益活動に関しては、併せて、教育ローンを抱えた修了生に対して行う返済猶予や免除等のプログラムを

考える必要がある。

第二に、就職競争が激しくなることが予想される以上、日本の法科大学院においても米国のキャリア・サービスに順ずるようなオフィスを何かしら設ける必要があるのではないだろうか。修了生の就職率と就職先というのはスクールの評価を決める上での重要な指標の一つとなるため、米国ではどのスクールもOCSにかなりの人的・物的資源を投入している。日本の法科大学院で同じ規模のOCSを設けることは現実には厳しいであろう。しかし、このようなサービスを全く設けないとすると、それだけその法科大学院の在学生及び修了生は不利な条件で就職活動を強いられることになる。まずは大学本体にある就職課と提携したり修了生の協力を募ったりするなどして、できるところから始めてゆくべきではないだろうか。更には、就職問題につき、司法研修所や各弁護士会、企業などが話し合う場を設ける必要も生じてくるであろう。

最後に今後、法科大学院の修了生につき、キャリア関係のデータをどのように収集・分析し、公開してゆくのか、という問題について指摘したい。修了生の人数、司法試験合格者数、就職率、就職先、就職地の地理的分布、平均初任給など、米国ロー・スクールであれば収集できる情報が日本の法科大学院では容易に収集できない。キャリア関係のデータはセンシティブな内容を含んでおり、公開することをためらう法科大学院もあるかもしれない。しかし、法科大学院にこれから入学しようとする学生にとって、キャリア関係のデータは志望校を選択する上で重要なファクターの一つである。各法科大学院は「都合の悪いデータは隠す」という後ろ向きの姿勢ではなく、むしろ積極的に状況を把握し、これを公開してゆくべきではないかと考える。

以上

## 参考資料

[キャリア関連全般]

- イェール大学ロー・スクール提供

Career Development Office

16のオンライン・ガイドがWeb上にアップされ、内12が一般用として公開されている。

中でも Introduction to Career Development (90頁) がキャリア・サービス全般につきわかりやすく紹介しており、便利である。

[http://www.law.yale.edu/documents/pdf/CDO\\_Public/cdo-06introguide.pdf](http://www.law.yale.edu/documents/pdf/CDO_Public/cdo-06introguide.pdf) 参照

- ジョージタウン大学ロー・センター提供

The Office of Career Services (OCS) & the Office of Public Interest and Community Service (OPICS) の2つのオフィスで出版。公益活動を含めたキャリア・パス全体にわたるガイド「2006-2007 Career Planning Manual」(136頁) などがある。

[http://www.law.georgetown.edu/career/documents/CPM\\_Final.pdf](http://www.law.georgetown.edu/career/documents/CPM_Final.pdf) 参照

- George Washington 大学ロー・スクール提供

Informational Handouts

<http://www.law.gwu.edu/CDO/Information+for+Students/Informational+Handouts.htm> 参照。

レジュメやカバー・レターの書き方、初回面接や二次面接のための助言、公益活動や政府関係の就職に際してのスケジュールなど。

[参考文献リスト]

- Michigan 大学ロー・スクール提供

「Office of Careers Services, Career Services Library Resources」(13頁)

<http://www.law.umich.edu/currentstudents/CareerServices/pdf/libraryhandout.pdf> 参照。

[レジュメやカバー・レターの書き方など]

- Cornell 大学ロー・スクール Career

Services Office 提供

「Drafting Resumes」

[http://www.lawschool.cornell.edu/careers/students/apply\\_job/resumes/index.cfm](http://www.lawschool.cornell.edu/careers/students/apply_job/resumes/index.cfm) 参照。

レジュメの書き方全般につき解説。レジュメに記すべき項目や好まれる表現語句、デザイン等についても項目がある。1L~3L及びJD-Master(同時取得のコース)の各学年に応じたレジュメのサンプルも公開されている。

- Southern California 大学ロー・スクール提供

レジュメのサンプル <http://law.usc.edu/career/students/resumes.cfm> 参照。

カバー・レターのサンプル <http://law.usc.edu/career/students/coverletters.cfm> 参照。

以上